

韓国の監査検査院 (BAI) について

長谷川 博

目 次

はじめに

韓国の監査検査院 (BAI)

第1章 BAIの紹介

歴史

地位

職務と機能

必要的監査事項

選択的監査事項

検査事項

組織

BAIの監査・検査対象団体

第2章 監査・検査活動

監査方法

監査と検査活動

財務監査(および検査)

成果監査と特別監査(および検査)

国の決算調査

監査・検査結果に基づく処置

第3章 政府の仕事の監視と向上のための

その他の活動

審査請求に対する決議

意見の表現

国民の陳情と苦情

監査(と検査)の要請

諮問委員会の設立と運営

院内の監査・検査部署の協力

院内の監査検査の会議

監査・検査職員の職能開発研修の促進

監査事例の収集と最良業務の評価

はじめに

韓国の監査検査院「The Board of Audit and Inspection (BAI)」は、その機能が日本の「会計検査院」とは異なり、監査と検査という両権能をもつものであり、また国民からの苦情や監査請求制度などを有するといった国民に開かれた特長をもつものである。

本稿は、BAIから発行されている「BAIの紹介および活動ブック 2005年英語版」の一部を翻訳したものであるが、日本の会計検査院のあり方を研究するための参考資料として少しでも役に立てば幸いである^(注)。

英語版は、BAI院長のあいさつ文と7章から成り、その内容は、第1章BAIの紹介、第2章 監査・検査活動、第3章 政府の仕事の監視と向上のためのその他の活動、第4章 支援活動、第5章 国際協力活動、第6章 2004年選定主要監査報告の要約、第7章 統計資料および付録となっている。

韓国の監査検査院 (BAI)

第1章 BAIの紹介

歴史

大韓民国政府の設立後、中央政府、地方自

治体、政府投資機関および法によって規定されているその他の機関の監査を実施するために1948年の憲法の規定に基づき、大統領の下に最高監査機関として監査院(Board of Audit)が創立された。

検査委員会(Commission of Inspection)は、中央政府、地方自治体、政府投資機関および法によって規定されたその他の機関の職員の職務を監督、調査するために1948年の政府組織法(Government Organization Act)に基づき大統領の下に創立された。委員会の名前は1955年から1960年の間に管理監督委員会(Commission of Supervision and Control)と変更されたが、1961年の検査委員会法(Commission of Inspection Act)にしたがって、その本来の名前どおり検査委員会として首相下に再編成された。

監査院による監査と検査委員会による監査とはいろいろな意味で密接に関係していたが、しかし、その線ははっきりと区別することはできなかった。これを考慮して1962年の憲法改正でこの二つの機関を合併することが規定され、1963年の監査検査院法に基づいて1963年3月20日、現在の監査検査院、BAI(Board of Audit and Inspection)が創立された。

地位

憲法上の機関

BAIは憲法第97条から100条にその機能、地位および組織が定められた憲法上の機関である。BAIについて憲法に明確に規定されている理由は、BAIの独立と中立の基礎を置くことによりBAIの権限や職務範囲、あるいは国家の最高監査・検査機関としての地位が憲法の裏づけ無しに変えられないことを保障するためである。

大統領下の機関

大韓民国は、大統領制の下に権力分立の原則を保持するため、BAIが大統領下の機関として明白に認識されるために憲法97条で“BAIは大統領直属のもとに設立される”と定めている。

職務の独立性

大韓民国の憲法が、監査検査院は大統領の下に設立されると定める一方、BAIはBAI法に基づいてその職務に関する独立の地位を有する。BAIの独立性を保障するためにBAIの院長は、最高裁判所長官や首相と同じように国会の同意を得て大統領により任命される。院長の任期は4年で、一回だけ再任されることが可能である。

決定のための協議(合議)制

BAIは監査委員会議によって職務が進められる協議制をもって組織されている。合議による決定がなされる理由は、BAIが弁償責任の判定という準司法的な機能をもつため、能率や便宜というよりもその公正さがより重要視されるためである。

職務と機能

決算の確認

BAIは、国家の歳入歳出の決算を調査し、大統領と国会にその結果を報告する。

監査

BAIは適正かつ公正な会計を確実にするために、国家(中央政府機関)、地方自治体、政府投資機関の会計を監査する。BAIの監査対象団体は二つの種類に分類される。必要

的監査の対象となる団体と選択的監査の対象となる団体である。

必要的監査事項

- ・ 国家の会計
- ・ 地方自治体の会計
- ・ 韓国銀行の会計および半分以上の資本金が国家または地方自治体によって投資されている法人の会計
- ・ 他の法律により B A I の監査に従うべきと規定された団体等の会計

選択的監査事項

- ・ 国家機関以外の者が国家または地方自治体のために取り扱う国家または地方自治体の現金、物品または有価証券の受払い。
- ・ 国家または地方自治体が直接または間接に補助金、奨励金、助成金あるいは出損金等を交付した者、または貸付金等財政支援を供与した者の会計。さらに前記の者がそのような補助金、奨励金、助成金あるいは出損金等をさらに交付した者の会計。
- ・ 国家または地方自治体が資本金の一部を出資した者の会計。さらに前記の者が出資した者の会計。
- ・ 韓国銀行、国家あるいは地方自治体に所有されている法人が投資し、管理する利息を有する者の会計。
- ・ 国家または地方自治体が債務を保証した者の会計。
- ・ 民法または商法以外の法律の条項により設立され、その役員の全部または一部、または代表者が国家または地方自治体により任命され、あるいは承認された団体等の会計。
- ・ B A I の監査に従うべき者と契約を締結した者のその契約に関連した事項に関する会計。

- ・ 基金管理基本法第 2 条の適用を受ける基金を管理する者の会計、およびそこから出損金または助成金を受けた者の会計。

検査

B A I は政府機関の職務およびその質の向上のために、政府機関とその職員の職務を検査する。

検査事項

- ・ 政府組織法その他の法律により設置された政府機関の行為およびそれに所属した公務員の職務(国会、裁判所および憲法裁判所の職員を除く)。
- ・ 地方自治体の行為およびそれに所属した地方公務員の職務。
- ・ 韓国銀行の行為；資本金の半分以上が国家または地方自治体によって投資されている法人；特別法の条項により設立され、その役員の全部または一部、または代表者が国家または地方自治体により任命承認された機関；前記の団体の重要な職員そして B A I 監査対象となる会計に直接または間接的に関係する職員
- ・ 法令に従って国家または地方自治体が委託し、または代行させた行為；法令により公務員の身分を有し、または公務員に準ずる者の職務。

再審査

監査された団体、所管長官、任命権者、任命推薦機関、監督機関の長あるいは(弁償を命じられた)個人が、B A I の判定が違法または不当であると認める場合、それらの者は B A I に再審査を請求できる。また、B A I はその判定が不適切で不公正であることを発

見した時、その判定をした日から2年以内であればこれを職権により再審査することができる。さらに、BAIの再審査の裁定が受け入れられないものであれば、関係当事者はBAIに対して行政訴訟を提起することができる。

不服申立てに対する議決

BAIの監査の対象となる機関によってなされた違法または不当な行政行為のために権利や利益が侵害された者は、BAI関係当局を通して不服を申立てることができる。BAIは事案を調査し、調査結果を申立て人と関連機関の長に伝える。関連機関の長はBAIの決定に従って処置をとらなければならない。申立人はその機関の処置に不満であるという理由で関連機関に対して行政訴訟を提起することができる。

意見の表明

政府機関は、会計に関する関連法の制定や改廃がBAIの権限や内部の監査・検査に係る場合、BAIの意見を求めなければならない。BAIの監査・検査を受ける機関の会計事務員が会計法の解釈について助言を求めた場合、BAIは有権的解釈を提供する。

組織

BAIは、監査院長を含む7人の監査委員で構成する。

監査委員会

監査委員会は次の事項における決定を下す。

- ・ 監査・検査政策および主要な監査・検査計画
- ・ 国家の歳入、歳出の決算の確認
- ・ 監査・検査結果の処理

- ・ 再調査申立て
- ・ 国家の決算の調査年報の報告
- ・ 審査申立て
- ・ 会計に関する法律の制定、改正、廃止、解釈および適用における意見の表明
- ・ BAIの規則の制定、改正、廃止
- ・ BAIの予算請求とその会計決算
- ・ BAI 監査・検査の免除
- ・ 監査・検査の派遣と代理監査・検査
- ・ その他監査院長が取り上げた事項

事務局

院長の指揮、監督の下に、監査・検査、再調査に対する業務、審査の決定およびBAIの行政事務を処理するために事務局をおく。

事務局は、事務総長を筆頭にその下には次の事務次官が位置する。第一事務次官 — 主に財務省の監査・検査を監督；第二事務次官 — 財務省以外と地方自治体の監査・検査の監督；企画管理室長 — 監査と検査の活動を企画、調整し、監査・検査の結果を検討し、さらに緊急企画を扱う。

第一事務次官の下には4人の局長がおり、それぞれ財經・金融市場監査局、産業・環境監査局、建設・物流監査局、国策査定グループを率いている。同様に、第二事務次官の下には4人の局長が教育・労働・福祉監査局、行政・国家防衛監査局、地方自治体監査局、特別調査局の長となっている。

一方、院長の首席秘書官や事務長および公共情報官が直接院長を補佐し、検査総務および総務課が事務総長を補佐する。

監査・検査教育研究所(AITI)は、BAI所属職員およびBAIの被監査団体の会計職員の教育と訓練に従事する。AITIには大統領を長とする3つの学科がある。

2005年9月に開設された評価研究所（ERI）は、BAIの監査・検査対象機関の方針、計画および管理業務の評価と能率分析を行う。また、それは監査制度に基づく研究を行い、監査手法を発展させる。大統領を長とするERIは、企画、管理事務および4つの研究チームからなる。

2005年1月1日におけるBAIの全職員の詳細は以下の表に示されている。

（単位：人数）	合計	政治任命	特別職	一般職	事務および官職
法定	921	8	7	762	144
現状	878	8	7	722	141
差引き	-43	0	0	-40	-3

（組織図省略）

BAIの監査・検査対象団体

2004年12月31日におけるBAIの監査検査対象団体は、64,095であった。そのうち、1,031,796人の職員を含む34,151団体が必要的監査・検査対象であった。2004会計年度の予算見積りは376兆3,248億ウォン（約3,283億8千万USドル）であった。団体数、その職員数およびその予算の詳細は下記のとおりである。

（図表省略）

第2章 監査・検査活動

監査方法

システム監査

2004年、時代の変革と改善の要求に対処するべくBAIは新たな挑戦に臨んだ。BAIは変化した環境の中でのその役割と機能を徹底的に分析し、国際化と透明性の時代の要求

に応じた新しくより能率的な監査管理システム“システム監査”を見出した。

BAIが採用したシステム監査は、BAIの新しい政策、戦略および監査のコンセプトを含んだ監査活動の包括的な指針となる原則を取り入れている。システム監査は監査のアプローチと監査の対象の両方に適用される。

監査のアプローチとしては、システム監査は核心となる問題を見極めるのに科学的体系的な方法を使う。このアプローチは公務員や政府の活動が無作為に調査し、直観に大きく頼っていた従来のやり方とは対照的である。言い換えれば、徹底的な予備調査とデータ分析により監査の要点が正確に確認されて初めて監査が始まる。

監査の対象に関しては、システム監査は個別的な監査上の発見の指摘の範囲を超えて行われる。それは、問題の原因を確認するため、また根本的な改善策を見出すため問題となっている組織の全面的な調査を行う。例えばクレジットカード不祥事の場合、システム監査は根本原因をつきとめ、その処理の仕方を勧告するため金融監督上の周知の問題を指摘し、全体的な金融組織を調査する。

システム監査の三つの指針となる原則

BAIはシステム監査の3つの指針となる原則を確認した。それは最も戦略的でリスクの高い領域に焦点を合わせ、またそれは成果重視であり、事前対策ともなる。

一番目は、何を監査するかを選択においてシステム監査は、限りある監査手段を最大限に使うため最も重要で危険性の高い領域に焦点を合わせる。このやり方でシステム監査は社会に最も大きな影響を及ぼす領域を扱う。

現在BAIは1,000人に満たない職員に対

し、64,000以上の監査対象があり、全監査領域を監査しようとするのは不可能であるし、勧められない。それ故、この限られた人的資源を使って最も効率的に予算の主要項目、大規模な計画、プロジェクトの監査をするためには核心となる監査に焦点を合わせた戦略的監査手法を執る必要がある。この目的のためBAIは監査対象に重要性和緊急性に従って優先順位をつける3年と5年の戦略的計画を立てる。主要な政府の計画、プロジェクトに重大で緊急な問題が生じた時、BAIはその計画やプロジェクトの進行状況に注意を払いながら、問題を調査するための計画を修正することができる。

二番目に、監査基準という観点からシステム監査は、政府の活動の実績を3つのE(economy 経済性、efficiency 能率性、effectiveness 有効性)の見地から評価し改善を勧告する。

今日の政府の役割は、以前とは異なり、公共事業を規制し管理することよりも、促進し、支援する方向にあり、また納税者は税金が有効に使われているかどうかを熱心に知りたがっている。従って、コンプライアンスを重視する現在の一貫性のない近視眼的な監査のアプローチに焦点を合わせても監査に相違を生むことはできない。BAIは3つのEを評価するという内容重視の監査により重きを置こうとしている。これは政府の計画、プロジェクトの遂行と出来ばえを包括的に分析し、調査し、そして現実的で広範囲な改善策を引き出すためである。

三番目は、このシステム監査が公企業部門の事業者意識や創造性を促進するために、予想される問題に対処できるように前もって行動するよう努力する。

過去において、監査は円滑な公共行政を阻害し、政府役人の自己満足を助長しながら、自身のためのあら捜しに専念しているという非難がしばしばなされた。この批判に応えBAIの新しい監査取り組みは、市民サービスに対して創造性を持って新しい職務に大胆に乗り出すことを奨励するために、政府役人に対し、悪くなされた仕事よりもなされなかった仕事に責任があることをより重視する。同時に最上の業務は奨励され、市民サービスに広く普及され、それによって、BAIの監査は肯定的で未来志向的なものとなるであろう。

さらに、システム監査は犯人を罰するために悪事を暴露することを強調しない。むしろ効果のない法令を改善し、不正に通じる環境や構造の要因を取り除き、それによって問題の再発を未然に防ぐ。

政府の主要な計画とプロジェクトのモニタリング

BAIは、新しいシステム監査の実施を支持するためのモニタリングシステムを導入した。システム監査が成功裡に根付くために、監査官は政府の仕事の徹底的な知識を持つ必要がある。例えば監査官は被監査団体の職務、計画およびプロジェクトを十分に理解し、その進展に遅れることがないようにしなければならない。しかしながら、過去において監査官は、指定された監査期間中に監査するよう選出された計画やプロジェクトのみを見直し分析した。その結果、必要な知識と見識を十分に得る事ができなかった。BAIの監査官は政府の計画やプロジェクトにおける全ての問題を明らかにし、改善のための勧告をするのに20日間くらいしか与えられないことがしばしばであった。

さらに、ある種の計画やプロジェクトは、総括的に国家にとってきわめて重要であるにもかかわらず、監査対象に選ばれなければそれらは何年も無視され、最もよい監査のタイミングがしばしば逃される。このような問題を無くすために、BAIは政府の計画とプロジェクトの進展と監査との間の関係を組織的に扱うモニタリングシステムを考案した。

モニタリングシステムはいくつかの機能を持つ。第一に、限りある人的資源を最も重要な分野に集中できるように手助けすることにより戦略的な監査の実施を強力なものとする。例えばモニタリングを通して明らかにされた問題点を使って、問題の重要性和緊急性の順により、監査官は被監査団体に優先順位をつける事ができる。政府の計画とプロジェクトは3年戦略的監査計画の中の順位によってモニタリングに選ばれる。モニタリングをしているうちに、政府の計画とプロジェクトの実施に関係した利害関係の混乱と対立が別の政府機関の間で明らかにされるかもしれない。もし、これらの問題が緊急に処理される必要があれば、BAIは好機を逸することなく監査を始めることができ、明らかにされた問題の解決策を政府機関に通知する。

第二に、モニタリングシステムは、隠れた社会経済的な問題点が政策指針に反映されているか、必要に応じて問題点を提起しているかどうかを検討する。行政機関が無関心または変化に対して消極的姿勢であるため、国民の論争の内容がどの行政機関の政策指針にも含まれていなかった場合、また、既存の政策が状況の変化のために改正が必要である場合、モニタリングは適切な政策行動のための必要事項を明らかにする。

第三に、モニタリングシステムは、政府の

計画とプロジェクトの履行における最良の実施を明らかにし奨励する。継続するモニタリングを通して、最良の実施は成功の鍵となる要因を明らかにするために分析され、また公企業に広く伝達される。

2004年1月、1,000件の政府の主要計画とプロジェクトの綿密な分析と組織的な分類の後、BAIは100件をモニタリングに選んだ。これには大統領の選挙公約や命令、各部の主導性そして300件の主要な政府出資プロジェクトが含まれていた。二つの中心となる選択基準は、計画やプロジェクトの重要性和それが引き起こすリスクであった。中核となる計画とプロジェクト、大規模な資金をとまなうプロジェクトそして重大な社会経済的な影響力と結果を持つプロジェクトは、重要性という見地からより優先された。複雑な実施構造や手続きを持った計画やプロジェクトあるいは多くの利害団体や関係する政府機関を持つ計画やプロジェクトについてはリスクという見地からより優先された。

監査と検査活動

実地監査・検査

2004年、BAIは1,100の団体に対して合計119件の監査を行った。それは財務監査、成果監査、特別監査(および検査)に分類される。財務監査は、団体の全体的な収入と支出の包括的な調査；成果監査は、政府の計画やプロジェクトが金額に見合う価値があるものかどうか；特別監査(および検査)は、不正手段や悪用に焦点をあわせた特定のプロジェクトや資金または作業の調査である。次の表は2004年に行われた監査の詳細を表している。

監査の種類	監査件数	被監査団体の数
合 計	119	1,100
財務監査	55	55
成果監査	12	101
特別監査	52	944

財務監査（および検査）

2004 年、55 団体に対し 55 件の財務監査が行われた。被監査団体は主に中央政府機関、地方自治体、政府投資機関であった。また、巨額の政府の資金や補助金があり国家の経済に広範にわたる影響を持つ団体も含まれていた。

成果監査と特別監査（および検査）

2004 年、64 件の成果監査と特別監査が、政府および公企業に対して再考案や改善を求めるといった主要な監査テーマで行われた。それは、世界最高の競争性を得て国家経済のための成長の原動力を生み出し、能力と業績を強調する成果重視の行政システムを樹立し、国家および地方の財政運用の透明性と能率を高

め、公企業に革新的で創造的な環境を提供するものである。実地監査活動の詳細は付録に含まれている。

机上監査

2004 年、BAI は様々な会計書類、補助書類、公共財産損傷の報告書その他を受け取り、調査した。詳細は以下のとおりである。

会計書類	犯罪的および懲戒処分の通知書	公共財産損傷の報告書	契約書類の通知書
280,984	2,372	149	734

国の決算調査

BAI は、監査院法の第 21 条と 41 条で明記されているように、2003 年会計年度の国の決算を調査、確認し、2004 年 7 月 31 日、憲法第 99 条の条項に規定されているようにその調査結果を大統領と国会に報告した。

2003 年会計年度、国の確認された決算の詳細は、次表のとおりである。

会 計	歳 入 (百万ウォン単位)		歳 出 (百万ウォン単位)		剰 余 金 (百万ウォン単位)
	見 積	実 績	見 積	実 績	
合 計	191,899,341	195,349,448	198,042,503	188,003,736	7,345,711
一 般 会 計	118,132,320	119,675,514	119,323,689	117,222,909	2,452,605
22 特別会計	73,767,020	75,673,933	78,718,814	70,780,824	4,893,105

※ 4 捨 5 入のため、一般と特別会計の合計と実際の合計に多少の相違が見られる場合がある。

さらに、政府投資機関管理に関する基本法の第 25 条の条項に従って、毎年、BAI は法律に明示されている公社の収支の決算を調査、確認し、政府投資機関の決算報告書の調査に関する年次報告を金融経済省に提出する。

監査・検査結果に基づく処置

監査・検査結果に基づく処置

2004 年に行われた監査、検査の結果 1,528 件の決議がなされ、3,511 億ウォンの追加的

な徴収、引き出しあるいは保全が要請された。一方、2004 年において B A I の仕事は、227 億ウォンの予算を節約し追加的歳入の徴収をもたらした。

監査・検査の結果に基づく処置の詳細は次表に示されている。

(表省略)

最良の実務の確認

B A I は、監査・検査の仕事を通して不正や違法な実務を指摘しただけでなく、より前進的で革新的な労働環境を造り出す目的で、21 件の模範的な運用成績や貢献的な業務の事例を明らかにした。このような事例は、将来さらに多くの評価と期待のために、当該関連

団体や監督官庁の長に通知されている。確認された模範的な業務の分類は、付録に記載されている。

第 3 章 政府の仕事の監視と向上のためのその他の活動

審査請求に対する決議

2004 年、513 件の審査請求が提起され 276 件の審議を終えた。審議の結果、19 件の申立ては正当と認められ、B A I は原処分庁の処分を取消しまたは修正する要求をした。154 件の事案は棄却され、64 件の請求は B A I に対する審査請求の必要条件を満たさないため却下された。

審査請求	受理件数	審議の結果					未処理
		合 計	認 容	棄 却	却 下	取り下げ	
合 計	513	276	19	154	69	34	237
国 税	176	102	10	65	14	13	74
地方税	148	88	6	67	10	5	60
その他	189	86	3	22	45	16	103

意見の表現

次表に示されるように、さまざまなレベルの政府関連団体が B A I に対して会計に関す

る法律の制定、改廃または解釈について意見を求めた。

要 請	受理した要請	結 果			未処理
		合 計	意見表明	他機関への照会	
合計	51	51	18	33	-
制定、改正、廃止	29	29	10	19	-
不確かな条項の解釈、回答	22	22	8	14	-

国民の陳情と苦情

国民の陳情と苦情

2004 年の間に、7,534 件受理された市民の陳情または苦情のうち 7,498 件が処理された。そのうち 1,368 件の事案が B A I で処理され、6,130 件の事案は公共サービスへの簡単な提

案といった比較的重要でない事柄と見なされ、院内の監査・検査部または関連政府機関に照会委託された。

次の表は、関連する公共サービスと所轄機関に関する市民の陳情と苦情を示している。

陳情苦情項目	受理数	処 理 済					未解決
		合 計	B A I による調査		照会棄却	他機関委託	
			直接調査	間接調査			
合計	7,534	7,498	1,368	429	1,334	4,367	36
建設行政	2,145	2,132	307	175	230	1,420	13
歳入・歳出	357	350	85	35	52	178	7
建設事業	235	235	42	29	28	136	0
人事	320	319	56	9	82	172	1
国民健康と福祉	296	295	60	23	32	180	1
雇用	329	329	63	7	35	224	0
公安と消防活動	175	175	28	5	25	117	0
その他	3,677	3,663	727	146	850	1,940	14

市民の陳情や苦情に対する B A I 調査の結果、16 件の事案で責任があるとされた 32 人の政府公務員と公企業職員が懲戒処分や叱責を受け、9 件の事案の調査の結果生じた追徴金や返還金に関する税金の再査定のような金

融処置は 18 億 1 千 4 百万ウォンにのぼった。

商工業の苦情に関する受付センター(RCCCI)

次に表されたように、2004 年の間に RCCCI は合計 1,279 件の苦情を受けた。

報告項目	報告数	政府機関	地方自治体	政府投資機関	その他の団体
合 計	1,279	460	499	78	242
建設行政	229	47	146	22	14
環境	59	19	31	0	9
調達とサービス	169	63	58	15	33
建設事業	215	61	107	21	26
商工業	74	32	12	3	27
収入と支出	56	40	14	1	1
事業管理	69	9	2	0	58
その他	408	189	129	16	74

2004 年に受けた 1,279 件の事案から、1,232 件の事案が処理され、残りは翌年に持ち越された。B A I 自身は、520 件の事案を調査し、

関連する院内の調査・検査部に 37 件の事案を調査させた。

次の表は苦情の処理結果を要約している。

受理報告数	処 理 済					未処理
	合 計	BAI 直接監査	間接監査	照会棄却	他機関への依頼	
1, 279	1, 232	520	37	477	198	47

監査（と検査）の要請

国民がBAIに監査を要請するには2つの方法がある。一つはBAIの内部規定に基づいた“BAIの監査要請”であり、もう一つは汚職防止法に基づく“国民の監査要請”で

ある。両方ともBAIの監査の信頼性、国民参加および適時性を促進するように意図されているが、二つの要請には少々異なった点がある。次の表はその違いを簡潔に表している。

	国民の監査要請	BAI 監査の要請
法律上の根拠	汚職防止法 40 条	公益に関する BAI 監査規定
導入時期	2001 年	1996 年
要請の適格性	20 歳以上の市民 300 人以上	・ 20 歳以上の市民 300 人以上 ・ 法律で明記された公益を求める正会員 300 人以上の有効な市民団体 ・ BAI の被監査団体の長；または ・ 市議会
要請事項	法律違反や汚職により著しく公益を害する公共事業 ＊地方自治体の問題は除外される	・ 主要な政策やプログラム実行における予算の誤用や誤管理 ・ 機関の利己主義による政策やプログラム実行における深刻な遅延 ・ 著しく不合理な行政、政策、または改善の必要な組織；あるいは ・ 法律違反や贈収賄により深刻に公益を害する公共機関事業

BAI 審査の要請

2004 年、BAI は BAI 監査要請の 104 件の事案を受け付けた。その中から 21 件の事案は直接 BAI によって監査された；29 件の事案は不適格性や申請者による取り下げにより

棄却された；13 件の事案は却下された；41 件の事案は未解決である。

次の表は、BAI 監査の要請の数を申請団体別に示している。

受付事案数	申 請 団 体				
	国 会	市議会	被 BAI 監査団体の長	NGO	市民団体
104	2	-	1	55	46

国民の監査要請

2004 年に受け付けた 38 件の市民の監査要請のうち、B A I は 4 件の要請について監査を行う事を決めた；33 件の事案は、不適格性

や申請者による取り下げにより棄却され、1 件は調査中である。

次の表は、関係領域によって分類された市民の監査要請の数を示している。

合 計	建 設	国 防	教 育	輸送/環境	報 道	金 融	その他
38	13	4	6	1	1	2	11

諮問委員会の設立と運営

2004 年 2 月、B A I は、システム監査または B A I の監査管理の新しいシステムを促進するため、またその監査運営の刷新を積極的に支援するために、諮問委員会をスタートさせた。委員会は、B A I の監査指導、役割と機能、主要監査対策と将来の監査戦略、その他監査院長が助言を求める問題点を含む B A I の全般的な管理に関する助言を行う。

さらに、B A I の各局は、それぞれ関連分野の専門家で構成された顧問団をもつ。顧問団の専門的知識と意見は、監査計画から報告にいたる全般的な監査過程に積極的に反映される。下記は 8 つの顧問団のリストである。

- ・ 財経・金融市場監査に係る顧問団
- ・ 建設・物流監査に係る顧問団
- ・ 国策査定に係る顧問団
- ・ 教育・労働力・福祉監査に係る顧問団
- ・ 行政・国家防衛監査に係る顧問団
- ・ 地方自治体監査に係る顧問団
- ・ 特別調査に係る顧問団

院内の監査・検査部署の協力

概観

B A I は、2004 年の院内の監査検査部署 (IAIOs) に関する監査活動の方向性を定め、それらの内部管理機能を効果的に発揮し続けるよう促した。

院内監査検査部署は、次のことを義務づけられた：

- ・ 直接的、近視眼的監査から間接的、巨視的な監査への移行
- ・ 科学的分析と IT を使った高等な監査技術の発展に励む
- ・ リスクの高い領域の監査の強化、不必要な規定の改善、それによって国家競争力を増す；そして
- ・ 監査検査情報システム (NAIS) を積極的に利用して、監査の重複と監査官の過度の訪問を避ける

また、B A I は、中央政府機関と地方自治体の 64 組織の IAIOs の成果を評価し、その能率的な運営を要求した。

2004 年の間に、B A I は次のような多くの方法で IAIOs を奨励し、支援した。

院内の監査検査の会議

2004 年 2 月、B A I 主催の中央政府機関、地方自治体、政府投資機関その他の重要な公共団体に係る 147 の IAIOs の長が院内監査検査会議に参加した。会議では、前年の IAIOs の成果について検討および評価がなされ、さらに 2004 年の運営方針が論議された。

監査・検査職員の職能開発研修の促進

2004 年、B A I は様々な政府および公共団

体に関する院内監査・検査職員の合計 1,895 人に対して 7 つの研修プログラムを提供した。研修生に与えられたプログラムは次のものである。: 実用的な監査技術に焦点を合わせた監査官プログラム; 監査方法と指導性に焦点を合わせた監査管理者と指導者プログラム; 工学技術の監査プログラム; IT 監査プログラム; 検査技術に焦点を合わせた検査プログラム; および成果監査技術に焦点を合わせた成果監査プログラム。

監査事例の収集と最良業務の評価

B A I は、問題の再発を防ぐ目的で、多くの被監査者に共通して見受けられた監査の事実認定と問題点を、広く知らせるため“国の決算報告”、“政府投資機関の財務諸表報告”、“年次報告”、“四半期報告”および“B A I による決議”等の刊行を準備した。

さらに、B A I は予算節約、労働環境の改善および公共のニーズに効果的に貢献したことに対する創造性や情熱をもった組織や職員の職務を積極的に見出した。B A I は将来ともそのような事例が認識され期待されるように、模範的な事例を公表した。

委任および代理監査

2004 年、B A I は司法省に在監者の収容施設に関する監査; 警察庁に最前線の市民サービスに関する監査; 大邱政令都市には給油所やガス貯蔵設備のようなエネルギー関連事業の管理に関する監査をそれぞれ行うよう要請した。

(はせがわ ひろし 税理士・

青山学院大学大学院法学研究科講師)

(注) 内閣法制局は、閣議に出される法案や政令案などを他の法令と矛盾がないか審査したり、法律問題について総理大臣などに意見を述べたりする機関で、これまで外国の同じような機関と積極的な交流は行って来なかった。昨年(2005 年) 11 月、日本の内閣法制局長官にあたる韓国の法制処長が来日したのをきっかけに交流が始まり、今度は、日本側から、宮崎内閣法制次長ら 3 人を、本年 7 月 18 日、韓国に派遣することになった。内閣法制局によると、韓国の法制処は、法案の審査だけでなく、政府の立法計画の調整など日本と異なった役割を担っているほか、成立した法令をインターネットで積極的に情報提供しているといわれる。このため内閣法制局は、今回の幹部の派遣を通じて、今後、日本と韓国の法制機関どうして定期的に意見交換を行っていくことを提案し、法整備や国民へのサービスの参考にしたいとしている(2006 年 7 月 17 日 NHK ニュースから)。

(2006 年 7 月記)